

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律  
逐条解説

中小企業庁 編

## 目 次

第 1 条 (目的)・	1
第 2 条 (定義等)・	2
第 3 条 (特定ものづくり基盤技術高度化指針)・	9
第 4 条 (特定研究開発等計画の認定)・	11
第 5 条 (特定研究開発等計画の変更等)・	14
第 6 条 (資金の確保)・	15
第 7 条 (中小企業信用保険法の特例)・	16
第 8 条 (中小企業投資育成株式会社法の特例)・	19
第 9 条 (特許料等の特例)・	20
第 10 条 (国の施策)・	24
第 11 条 (指導及び助言)・	26
第 12 条 (報告の徴収)・	26
第 13 条 (権限の委任)・	27
第 14 条 (罰則)・	27

## (目的)

**第1条** この法律は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることにより、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、もって我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を通じて、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 【要旨】

本条は、この法律の制定の趣旨や、この法律により実現しようとする目的について定めた規定である。

## 【解説】

### 1. 制定の趣旨

#### (1) 特定ものづくり基盤技術の高度化を促進することの必要性

我が国中小企業は、特定の技術分野においては、その精度やスピード等の面で他国に比して極めて高度な水準を実現していることから、我が国製造業の国際競争力の重要な源泉の一つとなっている。中小企業が担っているこうした技術が、大企業の事業活動にとって必要不可欠なものとなっており、一層激しさが増すと予想される国際市場において、我が国製造業が引き続き高い競争優位を確保するとともに、新たな事業の創出を通じて、安定的かつ持続的な経済成長を達成していくためには、かかる技術の精度向上等の高度化が強く求められている。他方、限られた政策資源を有効に活用する観点から、中小企業が高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力等に特に資する技術を指定し、当該技術の高度化を重点的に支援することとした。なお、ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）においては、「ものづくり基盤技術」の振興に関する総合的な施策の策定と実施を国の責務として規定（同法第4条）し、そのために必要な法制上の措置等を講ずることを国に求めており（同法第7条）、本法は、中小企業支援という観点から、これを具体的に実施するための法律にあたる。

#### (2) 中小企業に対する支援の必要性

特定ものづくり基盤技術の高度化は、主として中小企業が行うこととなるが、これらの中小企業は、資金調達力、研究設備、人材等の経営資源に乏しく、当該技術の高度化を達成するために必要な研究開発等の投資リスクをすべて負うことは困難であり、政策的支援が必要である。

#### (3) 研究開発及びその成果の利用に対する支援の必要性

特定ものづくり基盤技術の高度化を図るためには、その前提となる研究開発及びその成果の利用を積極的に推進することが重要である。しかしながら、当該技術の高度化を目指す研究開発には多額の資金が必要となるが、高度な内容故に多大な不確実性・投資リスクを伴うこととなる。また、仮に研究開発に成功した場合であっても、事業活動として当該成果を活用するに至るまでには、当該技術を用いて生産する製品の品質・耐久性等に関する更なる課題解決等が必要であり、研究開発段階と同様の不確実性・投資リスクを伴うものである。このため、こうした不確実性・投資リスクを低減し、中小企業者がこれらの研究開発等を実施し易くするための政策支援を行う必要性が高い。

### 2. 実現しようとする目的

本条は、「中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措

置を講ずることにより」、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り」、「もって我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を通じて」、「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」との4段で構成されている

「中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることにより」は、本法における目的を達成するための手段を示している。ここで、「促進するための措置」とは、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、特許料等の特例などを意味する。

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り」は、本法における直接の目的を明記するものである。ここで、「高度化」とは、精度や速度の向上、低価格化など、当該技術の性質や機能等の水準が上昇することを意味する。

「もって我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を通じて」は、本法における大目的を明記するものである。ここでは、「我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出」を実現するには、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図る」ことが重要であることを明確に位置付けている。

「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」は、本法の究極的な目的を宣言している。「国民経済の健全な発展に寄与する」とは、上述した本法の直接的な目的、すなわち、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図ることが、我が国製造業の国際競争力の強化や新たな事業の創出に繋がり、それを通じて、最終的には、我が国国民経済全体のバランスある健全な発展を目的としていることを意味している。

#### (定義等)

**第2条** この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種及び第5号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業（第5号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（第5号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

## 【要旨】

本項は、本法において使用される「中小企業者」の定義について定めた規定である。

## 【解説】

第1項は、本法において使用される「中小企業者」という用語の定義について定めたものである。我が国の中小企業に関する施策は、その施策ごとに対象とする中小企業者の範囲を定めることとしており、本法も中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の規定に基づき、対象とする「中小企業者」の範囲を明確化している。

### （第1号から第5号関係）

本項第1号から第5号までは、会社および個人について規定したものであり、「資本金の額または出資の総額」と「従業員の数」のいずれかが一定の基準以下の場合に中小企業者に該当する。第5号は、法律レベルで画一的に中小企業者の範囲を定めることによる弊害を避け、経済環境の変化や業種業態に応じて機動的に定義することを可能にするものである。同様な規定の仕方をとっている法律としては、独立行政法人中小企業基盤整備機構法、中小企業団体の組織に関する法律、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に関する法律、中小企業支援法、産業活力再生特別措置法、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等がある。

本項第5号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、本法施行令第1条第1項で次のとおりとされている。

	業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
三	旅館業	5000万円	200人

これらは、それぞれの業種について資本金及び従業員の規模別に区分し、この規模別区分の間に従業員1人当たりの生産（販売）額、付加価値額、平均賃金、有形固定資産等についてのギャップがあるか否か等を検討した上で定めたものである。

### （第6号から第7号関係）

企業組合（第6号）及び協業組合（第7号）については、組合員の競業禁止の規定がある等組合自体が1個の企業に準ずるものとされており、第1号から第5号までの会社及び個人に近似していることから、中小企業者とするとしている。

### （第8号関係）

第8号の「事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別な法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの」とは、施行令第1条第2項において、以下のように定めている。

2 法第2条第1項第8号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が法第2条第1項第1号から第7号までに規定する中小企業者であるもの

#### 【用語の解説】

「会社」

会社法（平成17年法律第86号）の株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。「設立中の会社」は法人格を有しないので、それ自体としては会社として「中小企業者」に該当するものではない。また、いわゆる士業法人（特許業務法人、税理士法人、弁護士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人、社会保険労務士法人、監査法人、行政書士法人）については、それぞれの法律に基づき法人格を得ているものであるが、会社法の合名会社に準ずるものとして、「会社」の範囲に含まれることとされている。

「資本金の額又は出資の総額」

資本金の額とは、株式会社における払込済資本の額を、出資の総額は、合名会社、合資会社又は合同会社の出資の総額をいうものである。

「常時使用する従業員」

事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常雇する旨が積極ないし消極に示されているものをいうと解される。したがって、業務に従事している者であっても、事業主や法人の役員（委任契約に基づく関係にある。）は含まれず、また、臨時の従業員も含まれない。この場合、特に臨時の従業員でないことをいかなる基準により判別するかが問題となるが、例えば、労働基準法第21条において「解雇の予告を必要としない者として規定される次の4つのケースに該当する者以外の従業員を「常時使用する従業員」と考えることができる。

- ・ 日々雇いられる者（ただし、1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
- ・ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
- ・ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、4ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
- ・ 試の使用期間中の者（ただし、14日を超えて引き続き試用されるに至った場合を除く。）

常時使用する従業員の数は、企業全体として計算するもので、2以上の営業所あるいは工場を有する事業者、2以上の業種に属する事業を兼営する事業者等については、いずれもその総体で計算し、事業所別又は業種別に計算するものではない。

### 「主たる事業」

1種類の事業を専業としている企業については問題ないが、2種類以上の事業を兼業している企業については、いずれの業種の事業が主たる事業であるかという問題が生じる。このような場合にはその企業の事業活動の状況を事業種類別の従業員数、営業収益の割合その他いろいろな角度から総合的に判断して決定する。

### 「(事業を)営むもの」

営利を目的として事業を反復継続して行うものをいい、事業を「行うもの」より狭い概念である。営利を目的として行うものであれば、それが個人であると、法人であるとを問わない。

2 この法律において「特定ものづくり基盤技術」とは、ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）第2条第1項に規定するものづくり基盤技術のうち、当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われるものであって、中小企業者がその高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するものとして経済産業大臣が指定するものをいう。

### 【要旨】

本項は、「特定ものづくり基盤技術」の定義を定めたものである。

本法は中小企業が有するものづくりに関する特定の技術の高度化を直接的な目的とし、かかる技術の高度化をもって製造業の国際競争力の強化等を図るものである。他方、ものづくりに関する技術については、既にものづくり基盤技術振興基本法が制定され、かかる基本法において、「汎用性を有し、製造業の発展を支える技術」として「ものづくり基盤技術」が定められているところである。このため、本法でその高度化を図るべきものづくりに関する技術は、基本法における「ものづくり基盤技術」に概念上包含されるものであり、本法における支援対象となる技術の外延を画するものとしてものづくり基盤技術振興基本法第2条第1項に規定する「ものづくり基盤技術」を引用することとした。

また、ものづくり基盤技術は多種多様であり、それぞれの技術は重要な役割を果たしているものであるが、これらすべての技術を施策対象として採り上げることは政策の実効性の面で困難である。このため、中小企業支援という観点から、当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われていることを、ものづくり支援という観点から、我が国製造業の国際競争力の強化や新たな事業の創出に特に資することを要件として加えた。

なお、当該技術指定は、必要に応じて、適宜適切に見直していくこととしている。

### 【解説】

本法における「特定ものづくり基盤技術」とは、以下の(1)及び(2)の要件並びに(3)の又はの要件を満たすものとして経済産業大臣が指定する技術である。

- (1) ものづくり基盤技術振興基本法第2条第1項に規定するものづくり基盤技術
- (2) 事業活動の相当部分が中小企業者によって行われている技術
- (3) 我が国製造業の国際競争力の強化に特に資する技術  
新たな事業の創出に特に資する技術

- (1) ものづくり基盤技術振興基本法第2条第1項に規定するものづくり基盤技術

ものづくり基盤技術振興基本法第2条第1項では、ものづくり基盤技術とは、「工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものとして政令で定めるもの」と規定されている。ここで、「工業製品の設計、製造又は修理に係る技術」とは、「工業製品の設計、製造又は修理そのものの技術（例えば、鑄造技術、プレス加工技術等）」と、「工業製品の設計、製造又は修理を行う際にこれを効率的あるいは高精度で行うためなどに用いられる技術（例えば、コンピュータ制御技術、ソフトウェア設計開発技術等）」から構成される。また、「汎用性を有する技術」とは、「日本標準産業分類の中分類（2桁分類）で2つ以上又は細分類（4桁分類）で5つ以上の業種において用いられる技術」とされており、「製造業の発展を支える技術」とは、「単純技術ではなく、付加価値の高い製品の製造等に用いられる技術であり、今後の我が国製造業の発展に寄与することが見込まれる技術」を意味する。

ものづくり基盤技術振興基本法施行令第1条では、具体的に、以下の26技術が定められており、本法では、当該26の個々の技術をそれぞれ構成している技術及びそれらの組合せによる技術を指定することとしている。

- 一 設計に係る技術
- 二 圧縮成形、押出成形、空気の噴射による加工、射出成形、鍛造、鑄造及びプレス加工に係る技術
- 三 圧延、伸線及び引抜きに係る技術
- 四 研磨、裁断、切削及び表面処理に係る技術
- 五 整毛及び紡績に係る技術
- 六 製織、剪毛及び編成に係る技術
- 七 縫製に係る技術
- 八 染色に係る技術
- 九 粉碎に係る技術
- 十 抄紙に係る技術
- 十一 製版に係る技術
- 十二 分離に係る技術
- 十三 洗浄に係る技術
- 十四 熱処理に係る技術
- 十五 溶接に係る技術
- 十六 熔融に係る技術
- 十七 塗装及びめっきに係る技術
- 十八 精製に係る技術
- 十九 加水分解及び電気分解に係る技術
- 二十 発酵に係る技術
- 二十一 重合に係る技術
- 二十二 真空の維持に係る技術
- 二十三 巻取りに係る技術
- 二十四 製造過程の管理に係る技術
- 二十五 機械器具の修理及び調整に係る技術
- 二十六 非破壊検査及び物性の測定に係る技術

(2) 当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われていること

中小企業者が主として担っている技術、いわゆる、中小企業性の高い技術であることを要求する要件である。

(3) 我が国製造業の国際競争力の強化に特に資する技術

輸送機械、電気機械、一般機械、精密機械などの製造業の国際競争力の強化に特に資する技術であることを要求する要件である。ここで、「特に資する技術」とは、製品を設計、製造又は修理する過程において、着目している技術以外の技術で製造された部品・部材で代替することが困難であるため、当該部品・部材の不可欠性が高く、よって当該技術を用いて製造された部品・部材の供給者と調達者の間に相当程度の取引関係が確認できる技術のことである。

新たな事業の創出に特に資する技術

将来的に成長が見込まれる、燃料電池及び情報家電、ロボットなどの新たな事業の創出に特に資する技術であることを要求する要件である。ここで、「新たな事業」とは、本邦初とまでは言えなくとも、これまでに一般的には見られない新規性を持った新製品の開発・生産・販売などの事業であって、本法が支援対象としている特定ものづくり基盤技術が、ものづくり基盤技術振興基本法第2条第1項に規定するものづくり基盤技術により外延を画されるものであることから、製造業に属することを基本としている。

(参考)

「特定ものづくり基盤技術」として、経済産業大臣が指定した技術（平成18年6月20日）

- 一 組込みソフトウェアに係る技術
- 二 金型に係る技術
- 三 電子部品・デバイスの実装に係る技術
- 四 プラスチック成形加工に係る技術
- 五 鍛造に係る技術
- 六 動力伝達に係る技術
- 七 部材の結合に係る技術
- 八 鋳造に係る技術
- 九 金属プレス加工に係る技術
- 十 位置決めに係る技術
- 十一 切削加工に係る技術
- 十二 織染加工に係る技術
- 十三 高機能化学合成に係る技術
- 十四 熱処理に係る技術
- 十五 めっきに係る技術
- 十六 発酵に係る技術
- 十七 真空の維持に係る技術

\* 当該技術は、必要に応じて、適宜適切に見直していくこととしている。

3 この法律において「特定研究開発等」とは、特定ものづくり基盤技術に関する研究開発を行うこと及びその成果を利用することをいう。

【要旨】

本項は、「特定研究開発等」という用語の定義を定めたものである。

【解説】

「特定ものづくり基盤技術に関する研究開発」とは、法第2条第2項に基づいて経済産業大臣が指定した特定ものづくり基盤技術についての研究及び開発を行うことである。また、「その成果を利用すること」とは、第2項で経済産業大臣が指定した特定ものづくり基盤技術についての研究開発の成果を企業として行い得るようにすること（企業化）であり、具体的には、研究開発の結果、商品化し得ることが確認された新たな製品の生産又は役務の提供のために必要となる最初の設備の取得までの行為（搬入調整や据付調整を含む。）や、研究開発の成果たる特許権等の知的財産権の実施を意味する。

4 経済産業大臣は、第2項の特定ものづくり基盤技術を指定し、又はこれを変更しようとするときは、製造業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 経済産業大臣は、第2項の特定ものづくり基盤技術を指定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【要旨】

第4項及び第5項は、経済産業大臣が、特定ものづくり基盤技術を指定し、又は変更しようとするとき（変更したとき）の手続を定めた規定である。

^

【解説】

（第4項関係）

第2項においては、中小企業に関する制度を所管している経済産業大臣が特定ものづくり基盤技術を指定することとしているが、本法では、「製造業の国際競争力の強化に特に資すること」を技術指定の要件としているため、中小企業に関する制度を所管している経済産業大臣が、当該技術を指定する際には、指定される技術が化体した製品を使用して高付加価値製品を製造する事業（製造業）の国際競争力の強化に特に資するものであるという判断を行う必要があり、そうした知見を有する当該製造業を所管している大臣（財務、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通）に協議することとしている。また、「新たな事業の創出に特に資すること」を技術指定の要件としているが、本法は、ものづくり基盤技術振興基本法に規定されている「ものづくり基盤技術」により外延を画しており、当該技術が、工業製品の製造等に係る技術であって製造業の発展を支える技術であることから、その高度化によって創出される「新たな事業」とは、一般的に製造業に属する事業であると考えられるため、当該技術指定について、上述と同様の製造業を所管する大臣に協議することとしている。

他方、本法では、「当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われていること」を指定の要件としており、当該技術指定に際しては、当該要件に照らし過不足がないかどうか、中小企業の

実情に詳しい有識者の意見を聴くことが適当であるため、中小企業に関しての有識者から構成されている中小企業政策審議会の意見を聴取することとしている。また、本法は、主として中小企業が担っている特定ものづくり基盤技術の高度化を図ることにより製造業の国際競争力の強化等を達成するものであることから、「製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資すること」という指定要件についても、特定ものづくり基盤技術を担う中小企業の知見を有する者の意見を聴くことが適当であるため、中小企業に関しての有識者から構成されている中小企業政策審議会の意見を聴取することとしている。

(第5項関係)

本項は、経済産業大臣が、特定ものづくり基盤技術を指定し、又は変更したときは、それを遅滞なく公表すべき旨を定めた規定である。

#### (特定ものづくり基盤技術高度化指針)

**第3条** 経済産業大臣は、中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針(以下「特定ものづくり基盤技術高度化指針」という。)を定めなければならない。

2 特定ものづくり基盤技術高度化指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定ものづくり基盤技術の高度化全般にわたる基本的な事項
- 二 個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、達成すべき高度化目標
- 三 個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、高度化目標の達成に資する特定研究開発等の実施方法
- 四 個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、特定研究開発等を実施するに当たって配慮すべき事項

3 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の特定ものづくり基盤技術高度化指針の策定及び変更について準用する。

#### 【要旨】

本条は、中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針について定めた規定である。

経済産業大臣が特定ものづくり基盤技術高度化指針を策定し、公表をしなければならないことを規定しているほか、特定ものづくり基盤技術高度化指針の記載事項や、経済産業大臣が特定ものづくり基盤技術高度化指針を策定し、又は変更する際には、製造業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならないこと等を定めている。

なお、当該指針は、必要に応じて、適宜適切に見直していくこととしている。

#### 【解説】

(第1項関係)

「特定ものづくり基盤技術高度化指針」は、中小企業者が特定ものづくり基盤技術の高度化を図るために必要な取り組むべき研究開発等の方向性や実施方法などの特定研究開発等計画の認定基準の一部を示すものであるとともに、中小企業者がこうした取組を積極的に行うことを促進するための政策ガイドラインとしての役割・機能を果たすものである。そのため、当該指針は、計画認定に当たっての透明性や申請者にとっての予見可能性を高めるとともに、こうした高度化に向けた研究開発等を促進する効果を有するものである。なお、本法では、中小企業者が活用するものづくり基盤技術であれば、これを使用する業種や製品等に限定することなく広く横断的に捉え支援するものであることから、特定ものづくり基盤技術の具体的な方向性等

を定めるものである当該指針は、中小企業に関する制度を所管している経済産業大臣が策定することとする。  
なお、当該指針は、必要に応じて、適宜適切に見直していくこととしている。

(第2項関係)

本項は、特定ものづくり基盤技術高度化指針に記載する事項を定めたものである。

[第1号関係]

「特定ものづくり基盤技術の高度化全般にわたる基本的な事項」とは、特定ものづくり基盤技術の高度化を図ることが、我が国製造業の国際競争力の強化や新たな事業の創出にとってどのような役割を果たし、どのような効果を与えるものであるのかという、当該技術の高度化の意義や重要性に関することや、当該技術の高度化を図るために必要な一般的な取組みなどの高度化に関する基本的な考え方について定めるものである。当該規定をおくことにより、広く中小企業に対して、個々の特定ものづくり基盤技術の高度化を図るために必要な研究開発等に関することだけではなく、高度化の全体的な位置付けや体系的な整理についての理解を深めることに寄与するものと考えられる。実際、中小企業政策審議会経営支援部会等の場でも、ものづくりを支える中小企業で働いている若者や技術系の学生等に対しても、幅広い理解を得るために、個々の技術そのものだけではなく、より体系的な情報発信機能を持たせた指針となるように配慮を希望する意見が提示されている。

[第2号関係]

「個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、達成すべき高度化目標」とは、中小企業者が積極的に研究開発等に取り組むべきである特定ものづくり基盤技術についての具体的な状況や今後の方向性、課題等の具体的な目標を示すものである。

[第3号関係]

「個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、高度化目標の達成に資する特定研究開発等の実施方法」とは、中小企業者が研究開発等を実施するに当たって、経営資源（人材、物資、資金、情報等）を効果的にかつ適切に確保・活用する観点から、採用すべき研究開発等の基本的な実施方法を示すものである。

[第4号関係]

「個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、特定研究開発等を実施するに当たって配慮すべき事項」とは、中小企業者が研究開発等を実施するに当たって、周辺環境に与える影響や、設備に対する安全面の整備などが必要であることから、こうした配慮すべき事項について定めるものである。

(第3項関係)

本法では、製造業の国際競争力の強化や新たな事業の創出を達成するために、特定ものづくり基盤技術の高度化を図ることが重要であると考えていることから、当該指針の策定について、製造業を所管する大臣に協議することとした。また、特定ものづくり基盤技術高度化指針は、研究開発等の計画認定に係る基準の一部を定めるものであり、その基準が中小企業の実状等にかんがみて適切なものであるという合理性を確保する必要があるため、当該指針を策定するには、そうした中小企業に関しての有識者から構成されている中小企業政策審議会の意見を聴くこととした。

他方で、経済産業大臣が、特定ものづくり基盤技術を指定し、又は変更したときには、それを遅滞なく公表することも定めている。

#### (特定研究開発等計画の認定)

**第4条** 中小企業者は、特定ものづくり基盤技術の高度化を図るために単独で又は共同で行おうとする特定研究開発等に関する計画(中小企業者が第2条第1項第6号から第8号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは出資して会社を設立しようとする場合にあっては、その組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される会社(合併後存続する会社を含む。))が行う特定研究開発等に関するものを含む。以下「特定研究開発等計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その特定研究開発等計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、中小企業者が共同で特定研究開発等計画を作成した場合にあっては、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを経済産業大臣に届け出るものとする。

2 特定研究開発等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標
- 二 特定研究開発等の内容及び実施期間
- 三 特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)その他の者(以下「協力者」という。)がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容
- 四 特定研究開発等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 経済産業大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定研究開発等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 前項第1号から第3号までに掲げる事項が特定ものづくり基盤技術高度化指針に照らして適切なものであること。
- 二 前項第2号に掲げる事項が遂行可能なものであること。
- 三 前項第3号及び第4号に掲げる事項が特定研究開発等の適切かつ確実な遂行に資するものであること。

#### 【要旨】

本条は、中小企業者が特定ものづくり基盤技術の高度化を図るために特定研究開発等を行おうとする場合には、当該特定研究開発等に関する計画について経済産業大臣の認定を受けることができるものとし、その認定の手續や要件等について定めるものである。

#### 【解説】

(第1項関係)

計画の作成主体について規定するものである。中小企業者が行う特定研究開発等については、個々の中小企業者が単独で行う場合のほか、複数の中小企業者の任意の集まりであるグループなど多様な形態で取組むことが考えられる。したがって、本項においては、計画の作成主体について定めるとともに、複数の中小企業者が共同で計画を申請する場合の代表者に関して規定している。

1. 共同での計画の申請(第1項柱書関係)

個々の中小企業者が単独で行うよりも、複数の中小企業者が協力し合い特定研究開発等に取り組むことがより円滑な特定研究開発等の進展に繋がることもあり、中小企業者の任意の集まりであるグループによって特定研究開発等に取り組む場合について、支援の対象とすることを明確に位置付けたものである。

## 2. 出資会社、合併等に関する計画の申請

個々の中小企業者が単独で行う、組合による共同事業として組合員全員で行う、複数の中小企業者が合併して行う、複数の中小企業者が共同出資により新たな法人を設立して行う等のいずれの組織形態で特定研究開発等に取り組むことが最適であるかは、その取り組もうとする特定研究開発等の内容により自ずと異なるものである。このため、当該特定研究開発等を効率的かつ効果的に実施することを支援するという観点からは、現在の組織形態に縛られ過ぎることなく、中小企業者が取り組みやすい組織形態で特定研究開発等に取り組むことを可能とすることが重要であると考えられる。したがって、本法では、中小企業者が特定研究開発等に取り組むために、新たに組合や連合会を設立する場合、合併する場合、出資して新たに会社を設立する場合には、これらが行う特定研究開発等に関するものを含めた計画申請を行うことを認めることとした。こうした内容を含む形で計画の認定を受けたときには、新たに設立された組合等である中小企業者として、再度、計画の申請や変更の申請を行うことは不要である。

## 3. 共同で計画を申請する際の代表者

中小企業者が共同で計画を申請する際には、代表者を定めることとしており、施行規則（経済産業省令）第1条第3項において代表者の数は1名と定めている。グループにおいて中核的な役割を果たす中小企業者であるこの代表者は、特定研究開発等の拠点となる施設を管轄している経済産業局長に、共同申請者の全員分の定款（法人である場合に限り。）と最近2期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）を添付するとともに、施行規則の様式第1による申請書1通を提出することとしている。

### （第2項関係）

計画に記載すべき事項は、第2項各号に掲げるとおりである。これらは、当該特定研究開発等が、全体として、本法の施策目的に合致した内容を具備し、その適切かつ確実な遂行と本法の狙いに合致した効果が期待されるか否かについて判断するのに必要十分と考えられるものである。

### 〔第1号関係〕

「特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標」とは、特定ものづくり基盤技術高度化指針に掲げられた特定研究開発等の内容に関する事項を踏まえ、当該特定研究開発等において高度化を達成しようとしている特定ものづくり基盤技術の区分及び当該技術の達成すべき水準等の具体的な目標に関することを記載するものである。

### 〔第2号関係〕

「特定研究開発等の内容」とは、第1号の特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標を達成するために必要な研究開発等の具体的な手段・手法や実施体制に関することを記載するものである。具体的には、当該特定研究開発等に参加する中小企業者の構成（単独、複数）に関する事、当該研究開発等に係る構成者間での役割分担に関する事、当該特定研究開発等を支援する大学等の機関

に関すること、当該特定研究開発等を実施する場所に関することや、当該事業者の研究開発等に係る人材、物資、資金、情報等を確保・活用するための体制に関することなどを記載することとしている。

「特定研究開発等の実施期間」とは、第1号の特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標を達成するために必要な研究開発等の具体的な実施期間に関することを記載するものである。具体的には、研究開発等を開始する期日、研究開発等の実施項目ごとに着手する期日、研究開発等の目標を達成する期日などを記載することとしている。

#### [ 第3号関係 ]

「特定研究開発等の協力者及びその協力の内容」とは、申請者以外の事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人等の協力者からの協力を得て、特定ものづくり基盤技術高度化指針に掲げられた研究開発課題を達成するための研究開発等を実施する場合には、協力者の名称及び住所、その代表者の氏名、協力者の協力内容に関することを記載するものである。具体的に「協力の内容に関すること」とは、協力者の協力の形態（共同して研究開発等を実施、助言等の間接的な支援）、協力者の協力の程度、協力者との役割分担（研究開発等における協力者が担当する作業）などを記載することとしている。

本法において、特定研究開発等の協力者及びその協力の内容に関する事項を定めることとしたのは、ユーザーサイドの事業者等が詳細な需要情報等を提供するなどの協力をする場合には、特定ものづくり基盤技術高度化指針において、当該特定ものづくり基盤技術の今後の方向性等を示すこととしており、ユーザーサイドの事業者等が詳細な情報提供を行う場合には、計画認定の要件である「指針との適合性（第4条第3項第1号）」を判断するのに有効であるためである。具体的には、申請者である中小企業者が研究開発等を実施するに当たって、こうした情報提供に関する支援などが得られれば、こうしたユーザーサイドの事業者等の需要をより適切に踏まえることが可能となり、指針で示されている方向性と整合的になる蓋然性が高まり、その後の事業化に結びつく確率も上昇するものと考えられ、より指針と適合した形で研究開発等の実施が行われるかどうかを判断することを可能とする。また、大学や事業者等が研究開発を共同で行う場合には、当該規定を設けることが、計画認定の要件である「特定研究開発等の適切かつ確実な遂行可能性（第4条第3項第3号）」を判断することに資するものであるためである。具体的には、申請者である中小企業者が特定研究開発等を実施するに当たって、当該特定研究開発等を共同で行うなどの協力が得られれば、大学や事業者等が有する外部の経営資源（人材、物資、資金、情報等）を自社の経営資源と有機的に結びつけることにより、より効率的かつ効果的な経営資源の確保・活用が図られると考えられ、適切かつ確実な研究開発等の遂行可能性を判断することを可能とする。

#### [ 第4号関係 ]

「特定研究開発等を実施するために必要な資金の額及び調達方法」とは、時期別の調達金額の合計、時期別の補助金等、政府系金融機関、民間金融機関別の借入れ金額及び自己資金の区分毎の資金額、主要な用途別（人件費、設備投資費、原材料費等）の資金の額などを記載するものである。

#### ( 第3項関係 )

#### [ 第1号関係 ]

本号では、特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標、内容及び実施期間や、特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人などの協力者がある場合には、当該協力者とその協力内容が、特定ものづくり基盤技術高度化指針に照らしてそれぞれ適切である

ことを要求するものである。特定研究開発等の実施に協力する事業者や大学等の協力者がある場合には、当該協力者とその協力内容について、特定ものづくり基盤技術高度化指針との適合性を要件としているのは、特定ものづくり基盤技術高度化指針においては、川下発注企業のニーズを十分に反映させた研究開発が重要であることにかんがみて、そうした川下発注企業などの協力者の協力を得ることが、特定研究開発等の実効性を高めるものであるときには、それを評価することを明記したものである。

[ 第 2 号関係 ]

本号では、特定研究開発等の内容及び実施期間が遂行可能なものであることを要求するものである。特定研究開発等の内容が、現在の企業規模や技術水準等では、到底実現の不可能なレベルのものであったり、特定研究開発等の実施期間が、目標の達成が絶対に見込めないような短期間に設定されることなどを排除するものである。

[ 第 3 号関係 ]

本号では、特定研究開発等の実施に協力する事業者や大学、独立行政法人等の協力者とその協力内容、特定研究開発等の実施に必要な資金の額及びその調達方法が、特定研究開発等の適切かつ確実な遂行に資するものであることを要求するものである。特定研究開発等の実施に協力する事業者や大学などの協力者を得ることは必須の要件ではないが、特定研究開発等を実施するに当たって、当該協力者がある場合には、当該協力者の協力内容が当該特定研究開発等の適切かつ確実な遂行に貢献するものであれば、そうした点も評価することを明記したものである。また、特定研究開発等の適切かつ確実な遂行には、当該特定研究開発等に必要な資金の額の適切な設定とその資金の調達方法がきちんと確保されている必要があるため、実際に必要となる資金より過少に資金額を設定したり、実現見込みの低い調達方法が採用されることなどを排除するものである。

**( 特定研究開発等計画の変更等 )**

- 第 5 条** 前条第 1 項の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る特定研究開発等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。
- 2 経済産業大臣は、前条第 1 項の認定に係る特定研究開発等計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って特定研究開発等が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 前条第 3 項の規定は、第 1 項の認定について準用する。

**【要旨】**

本条は、特定研究開発等計画の変更をする中小企業者は、その計画を認定した経済産業大臣の認定を受けなければならない旨及びその際の認定基準並びに認定を受けた特定研究開発等計画に従った特定研究開発等が行われていない場合等に経済産業大臣が認定を取り消しうる旨を定めたものである。

**【解説】**

( 第 1 項関係、第 3 項関係 )

第 4 条第 1 項の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）は、当該認定に係る特定研

究開発等計画を変更しようとするときは、同項の認定を行った経済産業大臣の認定を受けなければならない。認定計画の実施については、計画が円滑に行われるよう努めるものとするが、経営事情の変動等により、その計画の実施期間、資金計画等を変更しなければならないケースも想定される。そのため、この場合の手続を特に法律において明記する必要があると考え、本規定を設けることとしたものである。特定研究開発等計画を変更した後の計画の実施期間は、変更前の認定計画の実施期間も含めたものであり、例えば当初の計画の実施期間が3年間であった場合は、変更申請により延長をして5年間の計画として認定を受けることが可能である。また、特定研究開発等計画の認定基準（第4条第3項）に照らし、設備全体の能力に影響を及ぼさないような導入機種又は台数の変更、単価の増減等による資金総額の若干の変更等の認定計画の趣旨を変えないような軽微な修正は、変更とはみなさないものとしている。なお、認定計画の変更の際の認定基準は、本条第3項の準用規定により第4条第3項に定められた基準と同様である。

特定研究開発等計画の変更の申請は、施行規則様式第2による申請書1通を当該認定計画の認定を行った経済産業大臣に提出することにより行う。この場合、認定計画の変更内容について、変更前と変更後を対比して記載する。

#### （第2項関係）

本項は、経済産業大臣は、認定中小企業者が当該認定を受けた特定研究開発等計画（第5条第1項の規定による変更の認定があったときには、その変更後の計画）に従って特定研究開発等を行っていないと認められるときには、その認定を取り消すことができることを定めたものである。国は、認定計画の実施に遅滞があると認められる場合には、計画に沿って特定研究開発等を行えるように指導や助言をするほか、必要に応じて特定研究開発等計画の変更を指導するものとしている（第11条）。しかしながら、特定研究開発等計画の円滑な遂行に著しい支障が生じており、当該認定計画を実施する見込みがなく、その結果、認定基準に該当しなくなると認められる場合には、当該認定計画の認定を取り消すことができることを定めたものである。認定計画の認定の取り消しを受けた者に対しては、法律上の支援措置（中小企業信用保険法の特例措置（第7条）、中小企業投資育成株式会社法の特例措置（第8条）、特許料等の特例措置（第9条））を停止することとなる。

#### （資金の確保）

**第6条** 国は、認定計画に従って行われる特定研究開発等に必要な資金の確保に努めるものとする。

#### 【要旨】

本条は、中小企業者が、認定計画に従って特定ものづくり基盤技術に関する研究開発等を実施するのに必要な資金の確保について、国の決意と責務を宣言した規定である。したがって、本条によって直接的な法的効果を予定しているものではないが、資金の確保による具体的な方策としては、戦略的基盤技術高度化支援事業による予算措置や中小企業金融公庫による低利融資などが用意されている。

#### 【解説】

資金の確保の具体的な方策の内容は以下のとおりである。

#### 1. 戦略的基盤技術高度化支援事業

対象者 経済産業大臣から認定を受けた特定研究開発等計画に従った特定ものづくり基盤技術に関する研究開発等を行う共同体

支援内容 重点化枠：(独)中小企業基盤整備機構が交付元

委託金額 1～数億円/テーマ

研究期間 2～3年

支援内容 一般枠：経済産業局が交付元

委託金額 1億円未満/テーマ

研究期間 2～3年

備考 本委託費を利用する場合には、経済産業大臣による特定研究開発等計画の認定を受けるほかに、別途、国又は中小企業基盤整備機構の審査を受けることが必要であり、特定研究開発等計画の認定が、本委託費を保証するものではない。

## 2. 中小企業金融公庫による融資制度（企業活力強化資金）

対象者 特定研究開発等計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下のいずれかの要件を満たす者

- (1) 直近決算において償却後経常利益が赤字又は利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る繰越欠損金を有する方
- (2) 最近の売上が前3年以内の対応する期間に比して10%以上減少している方
- (3) (1)や(2)と同様に、困難な経営状況にあると認められる方

支援内容 (1) 貸付利率 基準利率 ただし2億7千万円を限度として特利（担保及び保証人特例を適用する場合は、上乘せ利率が加算）

(2) 貸付限度額 直接貸付 7億2,000万円（うち長期運転資金は2億5,000万円）  
代理貸付 直接貸付のほか1億2,000万円

(3) 貸付期間 設備資金 原則20年以内（うち据置期間2年以内）  
長期運転資金 原則5年以内、特に必要と認められる場合7年以内（うち据置期間1年以内）

備考 貸付を受ける場合には、特定研究開発等計画の認定の他に中小企業金融公庫の金融審査を受けることが必要であり、特定研究開発等計画の認定が、直ちに本貸付を約束するものではない。

### （中小企業信用保険法の特例）

第7条 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条第1項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）同法第3条の2第1項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第3条の3第1項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であって、特定研究開発等関連保証（同法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する債務の保証であって、認定計画に従って行われる特定研究開発等に必要資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第3条第1項	保険価額の	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第7条第1項
--------	-------	--------------------------------

	合計額が	に規定する特定研究開発等関連保証（以下「特定研究開発等関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第3条の2第1項及び第3条の3第1項	保険価額の合計額が	特定研究開発等関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第3条の2第3項	当該借入金の額のうち	特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第3条の3第2項	当該保証をした	特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

- 2 中小企業信用保険法第3条の8第1項に規定する新事業開拓保険の保険関係であって、特定研究開発等関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第2項の規定の適用については、同条第1項中「2億円」とあるのは「3億円（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第5条第2項に規定する認定計画に従って行われる特定研究開発等に必要な資金（以下「特定研究開発等資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、2億円）」と、「4億円」とあるのは「6億円（特定研究開発等資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、4億円）」と、同条第2項中「2億円」とあるのは「3億円（特定研究開発等資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、2億円）」とする。
- 3 普通保険の保険関係であって、特定研究開発等関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第3条第2項及び第5条の規定の適用については、同法第3条第2項中「100の70」とあり、及び同法第5条中「100分の70（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、100の80）」とあるのは、「100の80」とする。
- 4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、特定研究開発等関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第4条の規定にかかわらず、保険金額に年100分の2以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

#### 【要旨】

特定研究開発等に取り組む中小企業においては、検査機器などの研究開発用の設備の導入等のために多額の資金を必要とすることが想定されるので、国としてもこれに対処して、中小企業金融公庫における低利融資制度の創設等により、極力良質で豊富な資金の確保を図ることとしている（第6条）。しかしながら、所要資金を十分調達し、研究開発等を円滑に行っていくためには、資金の量的確保の面でなお民間資金が必要となる場合が少なくない。したがって、かかる民間資金の供給を円滑にする必要があることにかんがみ、中小企業の信用力・資金調達力について特別の措置を講じることが必要である。

このような観点から、特定研究開発等に必要な資金について債務保証をした信用保証協会が中小企業金融公庫との間で結ぶ保険関係についての特例を設けることとしたものである。これにより、特定研究開発等に取り組む中小企業は普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠追加や新事業開拓保険の限度額拡大、保険料率の引き下げなどの特例を受けることが可能となる。

なお、当然のことではあるが、本条に係る保険関係については中小企業信用保険法の保険関係であるので、

中小企業信用保険法の規定の全部が適用されるものであり、本条に規定されている中小企業信用保険法第3条第1項及び第2項、第3条の2第1項及び第3項、第3条の3第1項及び第2項、第3条の8第1項及び第2項並びに第5条だけが適用になるのではない。本条は、単に、本法に基づく認定を受けた中小企業者に対する債務保証について、中小企業信用保険法の前記条文を適用する際に読み替えを行うものである。

#### 【解説】

##### (第1項関係)

本項は、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、特定研究開発等関連保証(注)を受けた中小企業者に係るものについて、認定計画に従って行われる特定研究開発等に必要な資金に関し、中小企業信用保険法に定めるのと同額の保険限度額の別枠を設けるというものである。これにより、既に通常の保険限度額一杯に利用している者についても、特定研究開発等関連保証であれば、新たにそれぞれの保険に応じた限度額内の利用が可能となる。この場合、特定研究開発等関連保証についての各保険の成立関係は、通常の保険関係の場合と同様である。すなわち、無担保、無保証人の特定研究開発等関連保証については、別枠の特別小口保険が別枠の他種の保険に優先して成立し、無担保(保証人の保証を除く。)の特定研究開発等関連保証については、別枠の無担保保険が別枠の普通保険に優先して成立することとなる。

(注)「特定研究開発等関連保証」とは、中小企業信用保険法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する債務の保証であって、認定計画に従って行われる特定研究開発等に必要な資金に係るものである。なお、特定研究開発等計画の認定は経済産業大臣が行うが、実際に中小企業者が金融機関から借入を行う際の債務保証については、各信用保証協会が個別具体的ケースを見て判断することとなる。

##### (第2項関係)

第2項は、特定研究開発等資金に対する中小企業信用保険法第3条の8第1項に規定する新事業開拓保険に係る特例について定めている。新事業開拓保険は、リスクが高く、多額の資金を必要とする中小企業者の新事業開拓について、中小企業信用保険法上、信用補完の面から特に支援するために設けられた措置である。本項は、新事業開拓保険の保険関係であって、中小企業者が認定を受けた特定研究開発等計画に基づいて行う研究開発等に必要な資金に係るものについて、保険限度額を増額(通常の2億円から3億円に増額(中小企業等協同組合、協業組合、商工組合等に係る保険関係の保険限度額については、通常の4億円を6億円に増額))するというものである。また、特定研究開発等に必要な資金以外の資金に係る保険関係の保険限度額については、通常と同様の2億円(中小企業等協同組合、協業組合、商工組合等に係る保険関係の保険限度額については、4億円)を限度とすることとしている。なお、この場合の各保険の成立関係についても、第1項と同様に、通常の保険関係の場合と何ら変わるところはない。

##### (第3項関係)

本項は、普通保険について保険価額に対する保険金の額の割合(てん補率)を引き上げるものである。普通保険の保険関係については、中小企業信用保険法第3条第2項の規定により保険価額に100分の70を乗じて得た額を保険金額(中小企業金融公庫が信用保証協会に支払うべき保険金の最高限度額)とし、また、同法第5条の規定により保険事故が発生したときのてん補率(信用保証協会の損失額に対して、中小企業金融公庫が実際に支払うべき保険金の割合)は100分の70に定められているが、本項の読み替え規定によ

り、特定研究開発等関連保証に係るものについて、特に100分の80に引き上げられることとなる。

本法に基づいて中小企業者が行う認定計画に関する研究開発等に必要な資金に係る保証については、一般的に高いリスクがあると考えられるため、各信用保証協会の保証態度を積極化するためには、保証を行った債務について中小企業者が返済不能となった場合に信用保証協会が支払うこととなる額（保険価額）に対して支払われる保険金の割合を引き上げることによって、保証協会の負担を軽減することが必要であるため、本項を設けたものである。

（第4項関係）

本項は、普通保険、無担保保険又は特別小口保険であって特定研究開発等関連保証に係るものについて、保険料率を「100分の3以内で政令で定める率」から「100分の2以内で政令で定める率」に引き下げるものである。現在、中小企業信用保険法施行令第2条第1項に定められている通常の保険料率は、中小企業信用保険法で定められている最高限度（年100分の3以内）よりも相当程度低い水準で定められており、既に年100分の2をも下回っているが、本法により最高限度を3分の2に引き下げている趣旨に沿って、政令において次の通り定めている。（施行令第2条）

保険の種類 保険料率	普通保険	無担保保険	特別小口保険
通常	0.87%	0.87%	0.4%
本項に基づく特例	0.41%	0.29%	0.19%

#### （中小企業投資育成株式会社の特例）

**第8条** 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）第5条第1項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 中小企業者が認定計画に従って特定研究開発等を行うために資本金の額が3億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
  - 二 中小企業者のうち資本金の額が3億円を超える株式会社が認定計画に従って特定研究開発等を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第5条第1項第2号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有
- 2 前項第1号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第2号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第5条第1項第1号及び第2号の事業とみ

なす。

#### 【要旨】

中小企業者は、金融機関からの借入について、担保力、信用力が脆弱なため、大企業に比べて不利な状況にあることが多く、また、将来的な金融取引について信用面での不安を抱いていることも多い。このような状況に加え、本法の支援対象としている特定研究開発等に取り組む中小企業者は、比較的风险の大きい事業を行うため、金融機関からの借入がより一層困難となりがちであり、間接金融のみならず、直接金融の導入による資金調達手段の多様化が必要である。したがって、特定研究開発等を行う中小企業者に対して本条で中小企業投資育成株式会社法の特例を設け、直接金融による資金調達の途を設けているものである。

#### 【解説】

##### （第1項関係）

本項は、本法の特定研究開発等計画の認定を受けた中小企業者については、資本金が3億円を超える株式会社を設立する場合、資本金が既に3億円を超えている株式会社である中小企業が株式等を発行する場合についても、中小企業投資育成株式会社の初回投資（新株予約権等の引受けを含む。以下同じ。）の対象とできることとしている。中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長、発展を図るための投資等の事業を行うことを目的としており、この目的にかんがみ、現在中小企業基本法等で定める中小企業者一般を対象とせず、自己資本の脆弱性という問題に直面していることが確実とみられる資本金の額が3億円以下の株式会社を初回投資の対象としている。しかしながら、特定研究開発等に当たっては、必要とされる資金規模が大きくなる場合が多く、こうしたリスクの高い資金需要に対しては、直接金融による対応を機動的に行えるようにすることが特定研究開発等の促進に当たって重要であることから、中小企業投資育成株式会社法の特例を規定したものである。

##### （第2項関係）

本項は、第1項に基づいて中小企業投資育成株式会社が行う投資事業の基本的性格が、中小企業投資育成株式会社法第5条第1項第1号及び第2号の事業と同種のものであることを踏まえ、第1項に基づく事業を同法第5条第1項第1号及び第2号の事業とみなすこととしたものである。中小企業投資育成株式会社法においては、同法第5条第1項第1号及び第2号の事業対象となった事業者は、同時に中小企業投資育成株式会社の追加投資事業（同法第5条第1項第3号）、コンサルテーション事業（同法第5条第1項第4号）等の対象ともなる仕組みとなっているが、本項は、第1項の規定により同社の投資事業の対象となった者についてもこうした追加投資事業やコンサルテーション事業等の対象とするものである。

#### （特許料等の特例）

**第9条** 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）について、特許法（昭和34年法律第121号）第107条第1項の規定による第1年から第6年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明の発明者

二 その特許発明が特許法第35条第1項に規定する従業者等（以下「従業者等」という。）がした同項に規定する職務発明（以下「職務発明」という。）であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下「使用者等」という。）に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

2 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が次に掲げる者であって当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第195条第2項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者

二 その発明が従業者等がした職務発明であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

#### 【要旨】

本条は、特定研究開発等計画の認定を受けた中小企業者に対して、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許料及び特許出願の審査請求の手数料の負担軽減措置を定めるものである。

#### 【解説】

##### 1. 特例措置の必要性

(1) 本法が支援対象とする技術は、広く製造業の国際競争力の強化等に特に資する技術であり、他者への裨益性が特に高いものであること

支援対象の外延であるものづくり基盤技術は、「汎用性を有し、製造業の発展を支える技術」であり、その高度化を図ることは、広く製造業全般に裨益するものである。このうち、「事業活動の相当部分が中小企業者によって行われている技術」であって、「我が国製造業の国際競争力の強化や新たな事業の創出に特に資する技術」であるものとして、国が指定する技術である特定ものづくり基盤技術について、その高度化を図ることは、その効果がより具体的に製造業全般に裨益するものであると考えられる。

(2) 本法が支援対象とする特定研究開発等は、高度でかつその事業化に長期を要するものであること

本法は、ものづくり基盤技術の中でも、その高度化が製造業の国際競争力の強化や新たな事業の創出に特に資するものを国が指定するとともに、特定ものづくり基盤技術高度化指針を策定し、中小企業者が達成すべき高度化目標を設定して当該技術の高度化を促進することとしている。当該指針において国が設定する目標は、3～5年程度の中期的な視点で見ると、我が国製造業の国際競争力の強化に繋がったり、新たな事業分野を創出するのに資する高度なものであり、直ちに具体的な製品に化体して収益に繋がるものではないが、中期的には極めて重要性の高いものとしている。このため、当該指針に基づいた認定計画に従って中小企業者が行う特定研究開発等については、その成果が実際に事業化されて、安定的な収益を産み出すまでに、より長期の期間を要すると考えられる。

(3) 本法が支援対象とする特定研究開発等は、よりリスクが大きく、より拡大された長期的な支援措置でなければ、インセンティブとして不十分であること

中小企業者は、経営資源に乏しいことなどから、技術の高度化が経営の向上にとって重要な要素であることを理解しても、なかなか実際に研究開発に踏み切ったり、その成果を権利化して活用するのに必要な投資の実行に積極的になれないものである。このため、こうした困難に果敢に挑戦する中小企業者に対しては、投資リスクを逡減させる施策が必要であると考えられる。

(2) のとおり、本法で支援しようとする特定研究開発等は、高度でかつその事業化までの期間が長く、これに取り組む中小企業者にとっては、より一層大きなリスクを長期間に渡って負うこととなる。このため、中小企業者を研究開発等に踏み切らせるインセンティブとしては、従来の支援措置に比して、より拡大された長期的な支援措置とすることが適当であると考えられる。

## 2. 特例措置の内容

### (第1項)

本項は、特許料の負担軽減措置を定めるものである。

「認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明」とは、特例の対象となるのは、認定計画に従って行われる特定ものづくり基盤技術に関する研究開発の成果や、その研究開発の成果の利用の中で生じた成果に関連する特許発明に限定することを明確にするものである。これにより、計画の認定を受けていない特定研究開発等の成果に係る特許発明や、計画の認定を受けているが、今回の特定研究開発等の成果に係る特許発明ではないもの（例えば、過去に行われた別の研究開発の成果を利用することを計画の一部として含んでいる場合における当該別の研究開発に係る特許発明）を排除している。また、期間の定めを設けることなく無期限で認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明を支援対象とするのでは、適切な政策効果等が期待できないため、当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限定することとしている。

「特許料を納付すべき者が次に掲げる者であって」とは、特例の対象となるのは、特許料を納付すべき者が、「その特許発明の発明者」(第1号)か、「その特許発明が従業者等がした職務発明であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等」(第2号)のいずれかであることを明確にするものである。すなわち、特許発明者本人と、契約や勤務規則などにより職務発明を従業者等(特許発明者)から予約承継した使用者等のみが、支援対象となることを意味している。

「当該特定研究開発等を行う中小企業者であるとき」とは、特例の対象となるのは、当該特定研究開発等を行う中小企業者であることを明確にしたものである。このため、中小企業者ではない中堅・大企業などの協力を得て特定研究開発等を実施する場合には、当該中小企業者ではない中堅・大企業が、当該特許発明に係る権利を有し、その特許料の納付することも想定され、そうした際には、当該特許料は減免等されないこととなる。

「政令で定めるところにより」とは、特許料の軽減を受ける際の手続等を政令で定めることを意味している。具体的には、特許料の軽減を受けようとする者が、申請書に記載すべき事項や、申請書に添付しなければならない書面等について定めている。

「特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる」については、具体的に、本法施行令第3条第3項において、第1年から第6年までの各年分の特許料を2分の1に軽減することを定めている。

### (第2項)

本項は、出願審査の請求の手数料の負担軽減措置を定めるものである。

「認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明」とは、特例の対象となるのは、認定計画に従って行われる特定ものづくり基盤技術に関する研究開発の成果や、その研究開発の成果の利用の中で生じた成果に関連する発明に限定することを明確にするものである。これにより、計画の認定を受けていない特定研究開発等の成果に係る発明や、計画の認定を受けているが、今回の特定研究開発等の成果に係る発明ではないもの（例えば、過去に行われた別の研究開発の成果を利用することを計画の一部として含んでいる場合における当該別の研究開発に係る発明）を排除している。また、期間の定めを設けることなく無期限で認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明を支援対象とするのでは、適切な政策効果等が期待できないため、当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限定することとしている。

「自己の特許出願について」とは、特例の対象となるのは、自らの特許出願について出願審査の請求をする場合に限定することを明確にするものである。特許法第48条の3の規定により出願審査の請求は何人もできることとなっているが、第三者の出願審査の請求の場合は、出願審査の請求人がその発明を実施したいと考えているときであり、減免するのは適当ではないため、自己の特許出願についてのみを減免の対象としたものである。

「出願審査の請求をする者が次に掲げる者であって」とは、特例の対象となるのは、出願審査の請求をする者が、「その発明の発明者」（第1号）か、「その発明が従業者等がした職務発明であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等」（第2号）のいずれかであることを明確にするものである。すなわち、発明者本人と、契約や勤務規則などにより職務発明を従業者等（発明者）から予約承継した使用者等のみが、支援対象となることを意味している。

「当該特定研究開発等を行う中小企業者であるとき」とは、特例の対象となるのは、当該特定研究開発等を行う中小企業者であることを明確にしたものである。このため、中小企業者ではない中堅・大企業などの協力を得て特定研究開発等を実施する場合には、当該中小企業者ではない中堅・大企業が、当該発明に係る特許を受けうる権利を有し、その出願審査の請求を行うことも想定され、そうした際には、当該出願審査の請求の手数料は減免されないこととなる。

「政令で定めるところにより」とは、出願審査の請求の手数料の軽減を受ける際の手続等を政令で定めることを意味している。具体的には、出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者が、申請書に記載すべき事項や、申請書に添付しなければならない書面等について定めている。

「納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる」とについては、具体的に、本法施行令第4条第3項において、納付すべき審査請求の手数料を2分の1に軽減することを定めている。

#### 【用語の解説】

「従業者等」

特許法第35条第1項の規定により、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員を意味する。

「使用者等」

特許法第35条第1項の規定により、使用者、法人、国又は地方公共団体を意味する。

「職務発明」

特許法第35条第1項の規定により、従業者等の性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明を意味する。

#### (国の施策)

**第10条** 国は、中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化を促進するため、中小企業者と大学、高等専門学校等との連携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

#### 【要旨】

本条は、本法に係る施策とあわせ、中小企業者と大学、高等専門学校等との連携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善等、中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化を促進するために必要な関連施策を、国が総合的に実施するよう努めることを定めた訓示規定である。

#### 【解説】

本条は、中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化を促進するためには、本法を柱とした支援策に加えて、人材の育成、知的財産の保護及び活用、取引慣行の改善等の関連施策を総合的に講ずることが重要である旨を特に明記したものである。

#### 1. 「中小企業者と大学、高等専門学校等との連携による人材の育成」

特定ものづくり基盤技術の高度化を図るためには、当該技術を担っている従業員などの人材の育成が極めて重要である。かかる技術を担っている人材の育成に対する支援施策を講じることにより、本法における支援措置と相まって、本法の目的をより効果的に実現することが期待される。具体的には、平成17年度からものづくり分野における高度・専門的な人材育成を推進するため、「製造中核人材育成事業(1)」を全国36箇所で開催しているところであり、今後も引き続き施策の深化・充実を図ることとしている。また、平成18年度からは、各地域に存在し、実践的技術者を養成する高等教育機関として創設された高等専門学校と連携し、地元中小企業において基盤技術を直接に担う専門的な若手技術者の育成を支援する「高専等活用中小企業人材育成事業(2)」を展開することとしている。

1：本施策は、大学を中心として、地域の産業界や研究機関等が一体となって、主として中小企業が担う基盤技術(設計・加工・成形・塗装等)を体系的に身につけた人材の育成を目指し、カリキュラム開発や実証を行うものである。

2：本施策は、地域の中小企業の緊急の課題となっている若手技術者の育成を支援するため、高等専門学校等が有する設備、高専等の教授や現場のベテラン人材が有する技術・ノウハウを活用するなど、産業界と教育機関が連携し、研修カリキュラムの開発、実践を行うことで、地域一体となった若手技術者育成システムの確立を目指すものである。

#### 2. 「知的財産の適切な保護及び活用」

特定ものづくり基盤技術の高度化を図るためには、当該技術に関する研究開発の成果の適切な保護及び活用を通じて収益の向上などを達成し、更なるレベルの高い研究開発に取り組むという好循環を実現すること

が必要である。しかしながら、知的財産の知見を有する人材や情報などの経営資源に乏しい中小企業は、知的財産の適切な権利化や管理、活用の面で十分な対応を行うことが困難な場合が多い。そのため、当該成果の権利化に関する支援措置として、本法での特例措置に加えて、成功した研究開発の成果の事業化に必要な資金を補助する事業（中小企業・ベンチャー挑戦事業）において、知的財産の権利化に係る弁理士費用等を補助の対象とすることなどにより、権利化の促進を図る。また、特許等の出願に伴い公開されると容易に模倣される一方、権利侵害の認定が困難である、権利化に馴染まないノウハウ等の特定ものづくり基盤技術を営業秘密として適切に保護・管理することを支援するため、営業秘密の侵害に対する不正競争防止法及び営業秘密管理指針の普及や中小企業大学校等における研修、先使用权制度ガイドライン（事例集）の周知等を実施する。さらに、これらの知的財産を有効に活用することを支援するため、商工会等を相談窓口とした体制の整備、セミナー等による知的財産活用ノウハウの普及、知財専門家派遣による知的財産戦略の策定支援等を行う。

### 3. 「研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善」

中小企業が取り組むリスクの高い研究開発の成果を、取引の相手方が適切に評価しないことに繋がるおそれの強い取引慣行（ ）は、事業者がリスクの高い研究開発投資を躊躇したり、その後の研究開発に投資可能な資金が不足し、前向きな研究開発を抑制するという効果を生じ、特定ものづくり基盤技術の高度化の障害となり得るものである。したがって、本法の支援措置を通じて特定ものづくり基盤技術の高度化を促進するには、その研究開発の成果が適切に評価される事業環境が重要であり、上記の様な取引慣行の改善を図ることは効果的である。具体的な政策対応としては、特定ものづくり基盤技術を用いる事業分野においても、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図り、立入検査等の実施によって、同法に抵触する取引慣行の是正を図る。また、特定ものづくり基盤技術ごとに取引慣行に関する調査を実施し、当該技術の高度化への取組を抑制するおそれのある「適正利益阻害取引慣行」を類型化するとともに、「望ましい取引形態の事例」を集めたガイドラインを策定し、中小企業者及びその取引の相手方に対して周知を図る等の措置を講じる。

#### 研究開発に抑制的に働く取引慣行の事例

具体例としては、鋳造における重量取引が挙げられる。自動車部品などでは、複雑形状でありながら強度を維持しつつも、環境負荷抑制や燃費向上の観点から軽量化が強く求められているところである。重量取引そのものは低付加価値品の売買行為等においては、取引コストの軽減を図るなど一定の合理性を有するものであるが、高度な技術に関する研究開発（新素材の活用や厳密な温度管理を通じた鋳物部品の製造）を伴う高付加価値製品の取引において、軽量化を実現した結果として契約単価が引き下げられるとすれば、中小企業による技術開発意欲を大いに減退させるおそれが強い。

### 4. 「その他必要な施策」

#### （1）川上・川下ネットワーク構築支援事業

当該事業は、特定ものづくり基盤技術を有する中小企業と当該技術の体化した製品を使用するユーザー企業との情報交換の場を提供したり、こうした情報交換を円滑化させるコーディネーター（仲介者）の配置などを行うものであり、中小企業者が行う特定ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発等の実施に必要な情報の取得を促進することを通じて、当該研究開発等の実施やその実効性をより高めるものである。

#### （2）中小企業基盤技術継承支援事業

当該事業は、特定ものづくり基盤技術を有する中小企業の優れた技能やノウハウ等をシステム化することにより、これまで個別従業員の暗黙知となっていた当該技能等を形式知化することを通じて、共有化や承継化を支援するものである。中小企業の技能等の共有化・承継化は、中小企業が特定ものづくり基盤技術に関する研究開発等を実施していくために必要な基盤となるものであり、本法の支援措置と相俟って、特定ものづくり基盤技術の高度化を将来持続的に促進するものである。

#### **（指導及び助言）**

**第11条** 国は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

#### **【要旨】**

本条は、国が、認定計画に従って行われる特定研究開発等の適確な実施に必要な指導及び助言を行うべき旨を定めている規定である。

#### **【解説】**

認定計画に従って行われる特定研究開発等は、その円滑な実施の観点から国の適切な指導及び助言を受けつつ行うことが効率的であるとともに、当該認定計画は、国の認定事項となっており、各種の助成措置を与えているところであるので、その適切な実施を政策的にも確保する必要がある。したがって、国の指導及び助言を特に明記したものである。

#### **（報告の徴収）**

**第12条** 経済産業大臣は、認定計画に従って特定研究開発等を行う者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

#### **【要旨】**

本条は、経済産業大臣が、認定計画に従って行う特定ものづくり基盤技術に関する研究開発等の実施状況を把握するため、報告を求めることができる旨を定めたものである。

#### **【解説】**

経済産業大臣は、認定計画に従って特定ものづくり基盤技術に関する研究開発等を実施する者に対して、各種の特段の助成措置を講じて、その円滑な推進を助長するものであるから、その実施状況を十分に把握しておく必要がある。このため、当該計画についての認定権者であり、当該計画の実施について監督責任を有する経済産業大臣に、報告徴収権を附与することにより、当該計画の適正な実施を確保しようとするものである。なお、本条に関連して、第14条に罰則の規定が設けられている。

#### **（権限の委任）**

**第13条** この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委

任することができる。

#### 【要旨】

本条は、特定研究開発等計画の認定等を行う経済産業大臣の権限について、経済産業局長に委任することができることを規定したものである。

#### 【解説】

経済産業大臣の特定研究開発等計画の認定等に係る権限の一部については、利用者の利便性の向上や事務の効率化などを図るため、本規定に基づき、省令第7条において、当該特定研究開発等計画の拠点となる施設の所在地を管轄する経済産業局長に委任している。具体的に経済産業局長に委任されている権限は、特定研究開発等計画の認定（第4条第1項）、認定を受けた特定研究開発等計画の変更の認定（第5条第1項）、認定計画の認定の取消（第5条第2項）、報告の徴収（第12条）である。

#### （罰則）

**第14条** 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

#### 【要旨】

本条は、第12条の報告徴収に関して違反した者等に対する罰則に関する規定である。

本法の認定を受けた計画に従って事業を行う者が第12条の規定により、経済産業大臣から実施状況について報告を求められた場合において、その違反者（無報告者、虚偽報告者）に対して30万円以下の罰金を課する（第1項）とともに、両罰規定を設けて、その違反行為をなさしめた法人又は人（事業主等）に対しても同様の罰金を科する（第2項）ことにより、第12条の規定による経済産業大臣の報告徴収権の実効性を担保することとしたものである。

#### 【解説】

##### （第1項）

違反をした行為者を処罰する旨の規定である。経済産業大臣は、第12条の規定により報告を求める場合は、報告を求めらるる事項とともに当該報告をすべき期限を明示するものであるが、第1項の「報告をせず」とは、この報告すべき期限までに当該報告をしない場合をいう。「虚偽」とは、一般には、客観的な事実に対して、真実又は真正でないことをいうが、意識的に不真実又は不真正ならしめる場合をいうことが多い。したがって、例えば、認定計画につき変更の認定を受けることなく内容の異なる事業を行っている者が、第12条の規定による報告徴収に対して、当該認定計画につじつまを合わせ、客観的な真実の事実と反することを認識して報告をした場合には、「虚偽の報告をした」という場合に該当する。報告が法人の代表者名によってなされる場合でも、真正な報告徴収を担保するため、行為者を処罰することとしている。

##### （第2項）

違反行為をした者のみならず、違反行為をなさしめた法人又は人（事業主等）に対しても、同様の罰金を

科する旨の両罰規定である。我が国の刑事法は、犯罪の行為者である自然人を処罰するという考え方を原則としている。しかし、行政法規の場合には、違反行為を行った者を罰するほか、その行為者と法人又は事業主との関係から、その法人又は事業主に対しても同様の刑を科する両罰規定を設け、適正な報告の徴収を実現することよりの確な行政運営に資することとしているのが通例であり、本法においても同様な観点から、本項においてこれを定めたものである。